

東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱

平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知
改正：平成24年11月30日24経営第2539号
平成25年4月1日24経営第3750号
平成26年4月1日25経営第3706号
平成27年4月9日26経営第3467号
平成28年4月1日27経営第3372号
平成29年3月30日28経営第3146号
平成30年3月30日29経営第3480号
平成31年3月29日30経営第3016号
令和2年3月31日元経営第3168号
令和3年3月29日2経営第3036号
令和4年3月31日3経営第2626号
令和4年9月30日4経営第1606号
令和5年3月31日4経営第2960号
令和6年3月29日5経営第3162号
最終改正：令和7年3月31日6経営第3285号

第1 趣旨

東日本大震災により農業者等には重大な被害が発生しており、速やかな復旧・復興のためには必要な資金を円滑に融通する必要がある。

このため、被災農業者等が復旧・復興の取組を行うために借り入れる農業経営基盤強化資金等の金利負担を軽減するための利子助成金を交付する農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業を実施するものである。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、公益財団法人農林水産長期金融協会（昭和39年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいう。以下「協会」という。）とする。

協会は、この事業を実施するに当たり、利子助成金の交付に係る事務手続等に関する規程（以下「交付規程」という。）を作成し、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）の承認を得るものとする。

第3 事業の内容

1 平成30年度以前交付決定分の利子助成金の交付事業

協会は、株式会社日本政策金融公庫その他の融資機関（以下「融資機関」という。）の貸付決定又は都道府県の利子補給承認が行われた資金のうち、別表1に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表2に掲げる実質負担利率の軽減幅により、別表3に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表4に掲げる実質負担利率の軽減幅により、別表5に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表6に掲げる実質負担利率の軽減幅により、別表7に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表8に掲げる実質負担利率の軽減幅により、別表9に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表10に掲げる実質負担利率の軽減幅により、別表11に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表12に掲げる実質負担利率の軽減幅により、別表13に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表14に掲げる実質負担利率の軽減幅により、別表15に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表16に掲げる実質負担利率の軽減幅により、協会が利子助成金の交付を決定した者に対し、国の予算の範囲内で利子助成金を交付するものとする。

2 令和元年度以降交付決定分の利子助成金の交付事業

(1) 協会は、別表17に掲げる対象要件を満たす対象資金について、別表18に掲げる実

質負担利率の軽減幅により、国の予算の範囲内で利子助成金を交付するものとする。

(2) 利子助成金の交付対象者は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、若しくは葛尾村又は相馬郡飯舘村には場、事業所その他の事業拠点を有する農業者のうち、その主要な事業用資産について、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）であって、次のいずれかの要件を満たす原子力発電所の影響を受けている者（以下「被災農業者」という。）とする。

ア 東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない者又は再開後2年を経過していない者

イ 東日本大震災の前から農業経営を継続している者又は東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開した者であって、東日本大震災後の各年における年間売上額が東日本大震災前の直近年の年間売上額の9割に達していない者（東日本大震災の影響により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産（以下「被災事業用資産」という。）について、農地等の災害復旧が完了していない等農業者の責めに帰すことができない事由により、被災事業用資産を復旧することが困難であった者又は経営再建に必要な事業用資産を取得することが困難であった者であって、被災事業用資産の復旧又は経営再建に必要な事業用資産の取得を行おうとする者に限る。）

(3) 農業経営の再開時期及び年間売上額の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

第4 利子助成金の交付手続

- 1 利子助成金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、融資機関に対して、借入申込を行うに際し、交付規程の定めるところにより利子助成金の交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。
- 2 融資機関は、貸付けの決定後速やかに、協会に対し、1の委任状に基づき交付希望者に代わって、交付規程の定めるところにより利子助成金の交付申請書及び貸付けの決定の内容を記載した書類（融資機関が交付希望者について、適用要件に該当していることを確認した書類を含む。）を提出するものとする。協会は利子助成金の交付の適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めたときは、その旨を交付規程の定めるところにより交付希望者に通知するとともに、その内容を融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、貸付けの実行後速やかに、協会に対し、交付規程の定めるところにより実行の内容を記載した書類を提出するものとする。
- 4 融資機関は、2により利子助成金の交付の決定の通知を受けた交付希望者（以下、「交付対象者」という。）の利払期に応じて協会に対し交付規程の定めるところにより利子助成金の交付を申請するものとする。交付される利子助成金は、融資機関が代理受領をして利子に充当するものとする。

第5 利子助成金の交付の停止及び返還

- 1 協会は、利子助成金の交付対象者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ改善の見込みがないと認められるときは、経営局長の承認を受けて協会が別に定めるところにより、利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について、加算金を付して交付対象者から返還さ

せることができるものとする。

- (1) 利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき
- (2) 融資機関が交付対象者に対して繰上償還の請求を行ったとき
- (3) 交付対象者が融資機関に対し利息の支払の期限到来後1年を経過して、なお、利息の支払をしなかったとき
- (4) 交付対象者が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第2項の規定により農業経営改善計画の認定を取り消されたとき
- (5) その他経営局長の承認を受けて協会が別に定める事由が生じたとき

2 協会は、前項の規定により、交付対象者に利子助成金及び加算金の返還をさせた場合は、当該利子助成金及び加算金を国庫に返還するものとする。

第6 指導監督

経営局長は、協会及び融資機関に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は必要な指導監督を行うことができるものとする。

第7 報告等

- 1 協会は、第3の事業（以下「利子助成金交付事業」という。）が完了するまで毎年度、経営局長の求めに応じ、別記様式第1号により当該年度の利子助成金交付計画書を作成し、当該年度開始前に提出しなければならない。
- 2 協会は、1の交付計画を変更しようとする場合には、経営局長の求めに応じ、別記様式第2号による交付計画変更書を経営局長に提出しなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- 3 協会は、利子助成金交付事業が完了するまで毎年度、別記様式第3号により当該年度の利子助成金交付事業実績報告書を作成し、当該年度終了後3か月以内に経営局長に提出するものとする。
- 4 協会は、利子助成金交付事業の遂行が困難になった場合には、その理由及び利子助成金交付事業の遂行状況を記載した書類を経営局長に提出し、その指示を受けなければならない。

第8 経理の区分

協会は、利子助成金の交付事業について、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

第9 国の補助等

国は、予算の範囲内において、協会に対し、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、経営局長が別に定めるものとする。

附 則 (平成24年4月6日23経営第3536号)

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）により廃止となった平成23年度農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7269号農林水産事務次官依命通知）に基づき、この通知の施行前に実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 平成24年度における利子助成金交付計画書については、第7の1の規定にかかわらず、この要綱の施行後30日以内に提出するものとする。

附 則 (平成24年11月30日24経営第2539号)

この通知は、平成24年11月30日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日24経営第3750号)

この通知は、平成25年4月1日から施行することとし、平成25年4月1日から平成25年度予算成立日前までの別表5に掲げる資金に係る利子助成金については、平成25年度予算成立日以後に交付する。

附 則 (平成26年4月1日25経営第3706号)

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月9日26経営第3467号)

この通知は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年4月1日27経営第3372号)

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日28経営第3146号)

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日29経営第3480号)

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日30経営第3016号)

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日元経営第3168号)

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月29日2経営第3036号)

1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

2 この通知の施行の日前に、主要な事業用資産について地震の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対して貸付決定が行われた場合のこの通知による改正後の台3の2の(2)の規程の適用については、なお従前の例による。

3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和4年3月31日3経営第2626号)

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月30日4経営第1606号)

この通知は、令和4年9月30日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日4経営第2960号)

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日5経営第3162号)

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日6経営第3285号)

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第7の1関係）

年度利子助成金交付計画書

番号
年月日

農林水産省経営局長 殿

住 所
氏 名

東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の1の規定に基づき、下記のとおり提出する。

記

1 利子助成金交付事業計画

(1) 利子助成金

① 年度交付決定分（当該年度の前々年度以前交付決定分）

(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象資金 貸付金残高	利子助成金 交付額	備考
合 計			

② 年度交付決定分（当該年度の前年度交付決定分）

(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象資金 貸付金残高	利子助成金 交付額	備考
合 計			

③ 年度交付決定分（当該年度の新規交付決定分）

(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象資金 貸付計画額	助成対象資金貸付金残高		利子助成金 交付額	備考
		期首貸付金残高	期末貸付金残高		

合 計				

(2) 交付事務関係費

(単位：千円)

区 分	利子助成金交付事業に 要する経費 (A)+(B)	負担区分 (※)		備 考
		国庫補助金 (A)	その他(B)	
合 計				

※「負担区分」の欄については、補助金の交付決定前にあっては記入不要。

2 添付書類

利子助成金交付事業に関する事業計画書及び収支予算書

(注) 添付書類について、提出者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式 第2号（第7の2関係）

年度利子助成金交付計画変更書

番年月日

農林水産省経営局長 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で提出した上記の利子助成金交付計画について、
下記のとおり変更したいので、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助
成金等交付事業実施要綱第7の2の規定に基づき、提出する。

記

- 1 計画変更理由
- 2 変更後利子助成金交付計画

別記様式 第3号（第7の3関係）

年度利子助成金交付実績報告書

番年月日

農林水産省経営局長 殿

住 所
氏 名

東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 利子助成金交付事業実績

(1) 利子助成金

(① 年度交付決定分（当該年度の前々年度以前交付決定分）

(単位：円)

融資機関	助成対象 資金名	助成対象資金貸付金残高		利子助成金 交付額	備考
		期首貸付金残高	期末貸付金残高		
	(うち23年度補正予算(第1号)分) (うち23年度補正予算(第3号)分)				
合 計					

(② 年度交付決定分（当該年度の前年度交付決定分）

(単位：円)

融資機関	助成対象 資金名	助成対象資金貸付金残高		利子助成金 交付額	備考
		期首貸付金残高	期末貸付金残高		
合 計					

(③ 年度交付決定分（当該年度の新規交付決定分）

(単位：円)

融資機関	助成対象 資金名	助成対象資金 貸付計画額	助成対象資金貸付金残高		利子助成金 交付額	備考
			期首貸付金残高	期末貸付金残高		
合 計						

(2) 交付事務関係費

(単位：円)

区分	利子助成金交付 事業に要した 経費(A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他の (B)	
合 計				

2 添付書類

利子助成金交付事業に関する事業報告書等

(注) 添付書類について、報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別表1（平成23年度措置に係る利子助成対象資金）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1)農林漁業セーフティネット資金（農業経営復旧・復興対策）	地震の後から平成24年3月31日までの間に、地震直接被災者（地震の影響による損害を受けたことの証明を市町村長等から受けた直接被災者（市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）をいう。以下この表及び別表3において同じ。）及び地震間接被災者（地震の影響による損害を受けたことの証明を市町村長等から受けた間接被災者（市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）をいう。以下この表及び別表3において同じ。）に対して融通された農林漁業セーフティネット資金（農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金（農業を営む者に貸し付けられるものに限る。）及び農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日付け府沖振第192号内閣府沖縄振興局長通知）第2に定める資金（農業を営む者に貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）。	最長18年間 ただし、農業の高度化や地域振興を図り、質的な向上を目指すために融通される場合は、貸付当初5年間とする。	640億円 (注4)
(2)農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）	地震の後から平成24年3月31日までの間に、地震直接被災者に対して融通された農林漁業施設資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号の下欄のニ及びナの資金（農業を営む者に貸し付けられるものに限る。）、同欄のネの資金（農業を営む者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農業の振興を目的とするものを含む。）に貸し付けられるものに限る。）、沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和47年政令第186号）第2条第1号ニ及びネの資金（農業を営む者に貸し付けられるものに限る。）、同号のツの資金（農業を営む者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農業の振興を目的とするものを含む。）に貸し付けられるものに限る。）並びに獣医療法（平成4年法律第46号）第15条第1項の資金をいう。以下同じ。）。		
(3)農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）	地震の後から平成24年3月31日までの間に、地震直接被災者に対して融通された農業基盤整備資金（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のイの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号イの資金をいう。以下この表から別表10まで同じ。）。		
(4)農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）	地震の後から平成24年3月31日までの間に、地震直接被災者及び地震間接被災者に対して融通された農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「基盤強化資金実施要綱」という。）第3に定める資金をいう。以下同じ。） ただし、地震間接被災者にあっては、基盤強化資金実施要綱第3の2の（7）の資金を除く。		
(5)経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）	地震の後から平成24年3月31日までの間に、地震直接被災者及び地震間接被災者に対して融通された経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知。以下「育成強化資金実施要綱」という。）第2に定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知。以下「沖縄育成強化資金実施要綱」という。）第2に定める資金をいう。以下同じ。） ただし、地震間接被災者にあっては、育成強化資金実施要綱第2のIIに定める資金及び沖縄育成強化資金実施要綱第2のIIに定める資金を除く。		
(6)塩業資金（農業経営復旧・復興対策）	地震の後から平成24年3月31日までの間に、地震直接被災者に対して融通された塩業資金（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のツの資金をいう。）		

	以下同じ。)。		
(7)農業近代化資金（農業経営復旧・復興対策）	地震の後から平成24年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震直接被災者及び地震間接被災者に対して融通された農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める農業近代化資金をいう。以下同じ。）又は地震の後から平成24年3月31日までの間に、農林中央金庫から地震直接被災者及び地震間接被災者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。	最長18年間 ただし、農業の高度化や地域振興を図り、質的な向上を目指すために融通される場合は、貸付当初5年間とする。	160億円 (注4)
(8)農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）	地震の後から平成24年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震直接被災者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金（農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の(2)に定める農業経営負担軽減支援資金をいう。以下同じ。）。		

(注)

- 1 直接被災者とは、その主要な事業用資産について、東日本大震災の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長等から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）をいう（この表及び別表3において同じ。）。
- 2 間接被災者とは、その生産物（その加工品を含む。）について、東日本大震災の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの証明を市町村長等から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）をいう（この表及び別表3において同じ。）。
 - ア この表に掲げる対象要件を満たす対象資金の借入れの申込み（以下「借入申込」という。）までの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が東日本大震災前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。
 - イ 東日本大震災後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が東日本大震災前の直年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。
- 3 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（直接被災者に東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知）に定める事業（以下「東日本大震災農業生産対策交付金事業」という。）を対象として融通されるものを除く。）。
- 4 (1)から(6)までに係る対象融資枠又は(7)及び(8)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

別表17（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金）

1（令和元年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1) 農林漁業セーフティネット資金（農業経営復旧・復興対策）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	最長18年間	43億円 (注3)
(2) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(3) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(4) 農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金		
(5) 経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金		
(6) 農業近代化資金（農業経営復旧・復興対策等）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）	最長18年間 (注2)	6億円 (注3)
(7) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金		

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に東日本大震災農業生産対策交付金事業を対象として融通されるものを除く。）。
- 2 (6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の(1)に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 3 (1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

2（令和2年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1)農林漁業セーフティネット資金（農業経営復旧・復興対策）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	最長18年間	28億円 (注3)
(2)農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(3)農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(4)農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金		
(5)経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金		
(6)農業近代化資金（農業経営復旧・復興対策等）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）	最長18年間 (注2)	2億円 (注3)
(7)農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金		

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に東日本大震災農業生産対策交付金事業を対象として融通されるものを除く。）。
- 2 (6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の(1)に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 3 (1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

3 (令和3年度措置に係るもの)

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1)農林漁業セーフティネット資金（農業経営復旧・復興対策）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	最長18年間	9億円 (注3)
(2)農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(3)農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(4)農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金		
(5)経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金		
(6)農業近代化資金（農業経営復旧・復興対策等）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）	最長18年間 (注2)	1億円 (注3)
(7)農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金		

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に東日本大震災農業生産対策交付金事業を対象として融通されるものを除く。）。
- 2 (6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の(1)に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 3 (1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

4（令和4年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1)農林漁業セーフティネット資金（農業経営復旧・復興対策）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	最長18年間	9億円 (注3)
(2)農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(3)農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(4)農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金		
(5)経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金		
(6)農業近代化資金（農業経営復旧・復興対策等）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）	最長18年間 (注2)	1億円 (注3)
(7)農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金		

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱（令和3年6月30日付け3生産第709号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通されるものを除く。）。
- 2 (6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の(1)に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 3 (1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

5（令和5年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1)農林漁業セーフティネット資金（農業経営復旧・復興対策）	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	最長18年間	9億円 (注3)
(2)農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(3)農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(4)農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金		
(5)経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金		
(6)農業近代化資金（農業経営復旧・復興対策等）	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）	最長18年間 (注2)	1億円 (注3)
(7)農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金		

(注)

- 1　補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け4農産第2951号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通されるものを除く。）。
- 2　(6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の（1）に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 3　(1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

6（令和6年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1)農林漁業セーフティネット資金（農業経営復旧・復興対策）	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	最長18年間	9億円 (注3)
(2)農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(3)農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(4)農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金		
(5)経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金		
(6)農業近代化資金（農業経営復旧・復興対策等）	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）	最長18年間 (注2)	1億円 (注3)
(7)農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金		

(注)

- 1　補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け4農産第2951号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通されるものを除く。）。
- 2　(6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の（1）に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 3　(1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

7（令和7年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1)農林漁業セーフティネット資金（農業経営復旧・復興対策）	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	最長18年間	9億円 (注3)
(2)農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(3)農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(4)農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金		
(5)経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金		
(6)農業近代化資金（農業経営復旧・復興対策等）	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）	最長18年間 (注2)	1億円 (注3)
(7)農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金		

(注)

- 1　補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2951号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通されるものを除く。）。
- 2　(6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の（1）に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 3　(1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

別表18（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

①～⑫（表略）〔平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に融通されたもの〕

⑬ 令和2年4月1日から令和2年4月19日までの間に融通されたもの

・資金の種類（以下同じ。）

(1) 農林漁業セーフティネット資金（農業経営復旧・復興対策）

(2) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）

（主務大臣指定施設〔災害復旧一般〕）

(3) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）

（主務大臣指定施設〔災害復旧・激甚災害（※1）〕）

(4) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）

（主務大臣指定施設〔特別振興事業（立ち上がり支援（※2）〕〕）

(5) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）

（主務大臣指定施設〔一般、アグリビジネス強化（※3）（立ち上がり支援）、産業動物診療施設〕）

(6) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）

（主務大臣指定施設〔環境保全型農業推進非補助、アグリビジネス強化（一般）、農山漁村経営改善対策事業〕）

(7) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）

（主務大臣指定施設〔特別振興事業（新規分野等挑戦事業）〕）

(8) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）

（災害復旧）

(9) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）

（補助〔都道府県営、水資源機構営〕）

(10) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）

（補助〔団体営〕）

(11) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）

（非補助一般）

(12) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）

（非補助・利子軽減（※4））

(13) 農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）

(14) 経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）

資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅
(1)	13年以下	0.10%
(2)、(3)、(8)、(13)	28年以下	0.10%

(4)、(9)、		0. 25%
(5)、(6)、(10)、 (11)、(12)、(14)		0. 10%
(7)		成功判定区分が 「高」の場合 2. 00% 「中」の場合 2. 00% 「低」の場合 0. 40%

⑭～⑯（表略）〔令和2年4月20日から令和7年3月31日までの間に融通されたもの〕

⑰ 令和7年4月1日以降に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅
(1)	6年以下 6年を超える8年以下 8年を超える10年以下 10年を超える12年以下 12年を超える14年以下 14年を超える16年以下 16年を超える18年以下	1. 15% 1. 25% 1. 35% 1. 45% 1. 55% 1. 65% 1. 70%
(2)、(3)、(8)、(13)	6年以下 6年を超える8年以下 8年を超える10年以下 10年を超える12年以下 12年を超える14年以下 14年を超える16年以下 16年を超える28年以下	1. 15% 1. 25% 1. 35% 1. 45% 1. 55% 1. 65% 1. 70%
(4)、(9)		1. 85%
(5)、(6)、(10)、 (11)、(12)、(14)		1. 70%

（※1）「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき指定された災害をいう。

（※2）「立ち上がり支援」とは、農業施設の改良、造成又は取得に関連して必要とな

る費用の支出の事業をいう。

(※3) 「アグリビジネス強化」とは、アグリビジネスの強化を推進するための金融措置について第3の1により認定を受けた「アグリビジネス強化計画」に基づく事業をいう。

(※4) 「利子軽減」とは、非補助土地改良事業助成措置要綱により地方農政局長（北海道にあっては、農村振興局長）の認定又は都道府県知事の選定を受け利子を軽減する事業をいう。

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉

①～⑦ (表略) [平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に融通されたもの]

⑧ 令和7年4月1日以降に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基盤 強化資金の 貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
1. 70 %	6年以下	1. 15 %	農業近代化資金の貸付金利－農業経営基盤強化資金の貸付金利水準
	6年を超える8年以下	1. 25 %	
	8年を超える10年以下	1. 35 %	
	10年を超える12年以下	1. 45 %	
	12年を超える14年以下	1. 55 %	
	14年を超える16年以下	1. 65 %	
	16年を超える18年以下	1. 70 %	

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 70 %	1. 70 %

(2) 農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉

①～⑦ (表略) [平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に融通されたもの]

⑧ 令和7年4月1日以降に融通されたもの

財政融資 資金金利	実質負担利率 の軽減幅
1. 70 %	1. 70 %

(注)

- 1 「財政融資資金金利」とは、株式会社日本政策金融公庫が財政融資から約定期間20年（うち据置期間3年）で借り入れる資金の利率をいう。
- 2 農業経営復旧・復興対策資金の実質負担利率の軽減幅については、貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）とする。